

鳥取県造林事業実施要綱

制 定	平成 17 年 1 月 27 日付第 200400001557 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 18 年 6 月 13 日付第 200600016903 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 19 年 4 月 19 日付第 200700006516 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 22 年 6 月 25 日付第 201000052217 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 23 年 6 月 13 日付第 201100039745 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 24 年 6 月 22 日付第 201200046244 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 25 年 6 月 12 日付第 201300035100 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 26 年 6 月 17 日付第 201400041844 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	令和元年 6 月 26 日付第 201900071521 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	令和 2 年 3 月 23 日付第 201900326393 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	令和 6 年 2 月 16 日付第 202300253397 号鳥取県農林水産部長通知

第 1 趣旨

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等多面的機能を有している。特に我が国においては、一つの森林に高度の発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、森林施業の集約化や路網整備による施業の低コスト化による森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

第 2 造林事業の事業区分

造林事業の事業区分は次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に定める森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道（継続的に使用される作業道であって、国の指針に基づいて都道府県が定める指針に適合するものをいう。）の開設等。

2 特定機能回復事業

自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地や気象害等の被害を受けた森林、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林及び多様な森林を造成するために林相転換を必要とする人工林について、地方公共団体と森林所有者等による協定（都道府県及び市町村にあっては当該地方公共団体と森林所有者、都道府県又は市町村以外の事業主体にあっては当該事業主体と地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね 10 年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。なお、重要インフラ施設周辺の森林において事業を実施する場合は、協定締結主体に当該重要インフラの施設管理者を加えるものとする。）に基づき実施する、森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させ

るための造林、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備、林相転換のために実施する一貫作業等（花粉発生源対策として行うものに限る。）及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等。

3 共生環境整備事業

(1) 森林空間総合整備事業

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第2項第5号に定める公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林として森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。

(2) 絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

4 機能回復整備事業

森林の生産力の回復、増進等の観点から、林木の生長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、土壌条件の改良、植栽等を行う。

第3 事業実施

東部農林事務所八頭事務所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長は、市町村長及び事業主体に対し、森林の立地条件、土地利用計画、林業労働力の動向等、地域の林業を取り巻く実情を踏まえて、本事業の実行が適正かつ効果的に行われるよう、必要な技術的、行政的な助言、指導を行うものとする。

第4 助成

県は事業主体に対し予算の範囲内において、造林事業の実施に要する経費について鳥取県造林事業補助金交付要綱（平成14年8月2日付森保第336号農林水産部長通知）に基づき、その一部を事業主体に補助するものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、造林事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年1月27日から施行するとともに、鳥取県造林補助事業実施要綱（平成3年10月8日付受造第213号鳥取県農林水産部長通知）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月19日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年6月25日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 6 月 13 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 6 月 22 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 6 月 12 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 6 月 17 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年 6 月 26 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和 2 年 3 月 23 日から施行し、令和元年度事業の令和 2 年 3 月 23 日以降の交付申請から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年 2 月 16 日から施行し、令和 5 年度補正予算により行う事業から適用する。